平成 24 年 12 月 18 日

各　位

会　社　名　ルーデン・ホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　西岡 孝
（ＪＡＳＤＡＱ・コード1400）
問合せ先　取締役管理部門管掌兼管理本部長
佐々木 悟
電　話　03-5332-5374

当社子会社による訴訟の提起に関するお知らせ

当社子会社である株式会社エルトレードは、平成24年4月13日付で明和地所株式会社との間で契約した一棟のマンションの売買契約（売主：明和地所株式会社　買主：株式会社エルトレード）において、明和地所株式会社に対し、告知義務違反による損害賠償等請求等として、132,750,693円の支払いを求め東京地方裁判所に平成24年12月17日付、訴訟の提起を致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．訴訟を提起するに至った経緯

平成24年10月10日にお知らせした「当社子会社の特別損失の計上および調停の申し立てに関するお知らせ」のとおり、当社子会社である株式会社エルトレードは、平成24年4月13日付で明和地所株式会社との間で契約した一棟のマンションにつき、明和地所株式会社に告知義務違反の債務不履行があるとの理由で、平成24年9月12日付通知書において売買契約の解除通知を致しました。これに対し、平成24年9月19日付回答書において明和地所株式会社は、告知義務違反は無かった旨の主張をし、逆に、株式会社エルトレードの債務不履行を理由として違約金189,800,000円の支払いを求めてきました。そこで、株式会社エルトレードは上述の契約解除に基づき、手付金100,000,000円の返還、および損害賠償として仲介手数料23,000,000円および諸経費9,750,693円の支払いを求め東京簡易裁判所に平成24年10月9日に調停申し立てを致しました。しかしながら、本調停は不調に終わったため、告知義務違反による損害賠償等請求等として、132,750,693円の支払いを求め、平成24年12月17日付、訴訟の提起を致しました。

２．当該訴訟を提起した裁判所及び年月日

東京地方裁判所　平成24年12月17日

３．当該訴訟を提起した当社子会社の概要（原告）

（１）　商　　号	株式会社エルトレード
（２）　本　店　所　在　地	東京都渋谷区桜丘町 20-1
（３）　代表者の役職・氏名	代表取締役社長　伊藤　光麿
（４）　事　業　内　容	分譲マンションの企画、開発、販売等
（５）　資　本　金　の　額	５，０００万円

４．当該訴訟を提起した相手（被告）

（１）　商　　号	明和地所株式会社
（２）　本　店　所　在　地	東京都渋谷区神泉町 9-6
（３）　代表者の役職・氏名	代表取締役社長　原田　英明

５．当該訴訟の内容及び損害賠償等請求金額

本件売買契約解除に伴う原状回復請求権として支払済の手付金100,000,000円および債務不履行に基づく損害賠償請求として32,750,693円（仲介手数料23,000,000円と諸経費9,750,693円の合計）と遅延損害金および訴訟費用の支払いを求めております。

６．今後の見通し

株式会社エルトレードの主張する告知義務違反とは、当該マンションの敷地がかつて墳墓であったことを明和地所株式会社が告知しなかったこと等であり、当社は当該訴訟において当社子会社である株式会社エルトレードの主張が認められると考えております。しかし、現在は訴訟の提起の段階であり、現時点では当該訴訟による当社の連結業績予想に及ぼす影響につきましては明らかではありませんが、当該訴訟の経過あるいは結果により、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以　　上